# [最高裁民訴事例研究四六六]

# 平三〇2 (民集七三巻一号三九頁)

律関係文書に該当するとして提出を命ずることの可否定のいわゆる引用文書に該当するとして提出を命ずることの可否不の捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が所その捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が所その捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が所をのける場合に、当該写しにつき民訴法二二〇条一号所定のいわゆる引用文書に該当する場合に、当該写して提出を命ずることの可否に該当する場合に、当該写して提出を命ずることの可否に該当する場合に、当該写して提出を命ずることの可否に該当するとして提出を命ずることの可否に対する場合に、当該写体では、対象を表示して、対象を表示を表示して、対象を表示という。

### [事 実]

明資料および逮捕状の各写し(以下、「本件各文書」という) らびに、同事件の逮捕に係る逮捕状請求書、 持する、本件傷害事件の捜査に関する報告書等の各写し、 九年一二月に確定した。Xは、この大阪府警察の捜査および 件について起訴され、有罪判決を受けた。同判決は、 事件の被疑者として逮捕された。その後、Xは、本件傷害事 おける公判には提出されていない およびその原本となる各文書は、本件傷害事件の刑事事件に 手方として文書提出命令の申立てをした。なお、本件各文書 について、民訴法二二〇条一号ないし三号に基づき、Yを相 を求める訴訟を提起した。この訴訟において、Xは、 (大阪府)に対し、国家賠償法一条一項に基づき、 逮捕は違法であるとして、同警察を置く地方自治体であるY Xは、平成二七年一月、 大阪府警察の捜査によって、 逮捕状請求の疎 損害賠償 Y が 所

○年(許)第七号、平成三一年一月二二日決定、破棄差戻決定等に対する許可抗告事件(最高裁判所第三小法廷平成三次書提出命令申立てについてした決定に対する抗告審の取消

原審は、本件各文書の民訴法二二〇条一号ないし三号の該

限を有しないとした。そして、Yに対して本件各文書の提出限を有しないとした。そして、Yに対して本件各文書の提出である本件各文書を公にすることが相当か否かを決定する権限は当該格原本を公にすることが相当か否かを決定する権限は当該が保管しており、刑訴法四七条ただし書の規定によって、当が保管しており、刑訴法四七条ただし書の規定によって、当が保管しており、刑訴法四七条ただし書の規定によって、当が保管しており、刑訴法四七条だだし書の他の文書は、同条三号所定のいわゆる引用文書に該当し、その他の文書は、同条三号所定のいわゆる法律関係文書のうちの一つは、民訴法一号所当性については、本件各文書の提出

棄し、本件を原審に差し戻した。した。最高裁は、下記の決定要旨のとおり述べて原決定を破した。最高裁は、下記の決定要旨のとおり述べて原決定を破るれに対し、Xが許可抗告の申立をし、原審はこれを許可

を却下した。

を命じることはできないとして、本件文書提出命令の申立て

解すべきである

## 〔決定要旨〕

破棄差戻し。

書類』を保管する者の合理的な裁量に委ねられているものと合的に考慮してされるべきものであり、当該『訴訟に関する合的に考慮してされるべきものであり、当該『訴訟に関する必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及必要性の有無、程度、公にすることによる被告人、被疑者及必要性の有無、程度、公にする目的、否かの判断は、当該『訴訟に関する書類』が原則として公開

されるべきであるが、当該文書が法律関係文書に該当する場 される『訴訟に関する書類』に該当する文書の提出を求める 段の規定に基づき、 第三小法廷決定・民集五八巻五号一一三五頁等参照 ある(最高裁平成一五年 該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当で れを濫用するものであると認められるときは、 の諸般の事情に照らし、 書が開示されることによる上記の弊害発生のおそれの有無等 場合においても、当該文書の保管者の上記裁量的判断は尊重 における当該文書を取り調べる必要性の有無、 合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟 そして、民事訴訟の当事者が、 刑訴法四七条により原則的に公開が禁止 その裁量権の範囲を逸脱し、 (許) 第四○号同一六年五月二五日 民訴法二二〇条三号後 程度、 裁判所は、 又はこ 当該文

基づき、上記『訴訟に関する書類』に該当する文書の提出をまた、民事訴訟の当事者が、民訴法二二〇条一号の規定に

委ねられているものと解すべきである。

とができるものと解するのが相当である。とができるものと解するのが相当である。

書類』 の場合には、 よって当該写しを公にすることを相当と認めることができる 都道府県は、 を相当と認めることができるか否かの判断をすることができ 当該原本を保管する者のみが当該写しについて公にすること 原本を保管する者と異なる者が当該写しを保管する場合に、 訴法四七条により原則的に公開が禁止される『訴訟に関する か否かの判断をすることができるといえる。 した都道府県警察を置く都道府県が所持する場合には、 る旨の規定は存しない。そして、 に関して作成された書類の原本及びその写しは、 、諸般の事情を総合的に考慮して、 に該当するところ、 ところで、公判に提出されなかった、刑事事件 上記の判断は、 当該警察において保有する情報等を基に、 同法その他の法令において、 当該都道府県の合理的な裁量に 当該写しをその捜査を担当 同条ただし書の規定に したがって、こ いずれも刑 一の捜 査

> 照らし、 所持し、 が当該写しの提出を拒否したことが、 が引用文書又は法律関係文書に該当し、 当該原本を検察官が保管しているときであっても、 ものを、 類の写しで、 のであると認められるときは、 するとして文書提出命令の申立てがされた場合においては、 命ずることができるものと解するのが相当である。 工 以上によれば、 その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するも 当該写しについて引用文書又は法律関係文書に該当 その捜査を担当した都道府県警察を置く都道府県が それ自体もその原本も公判に提出されなかっ 刑事事件の捜査に関して作成された書 裁判所は、当該写しの提出を 前記イの諸 かつ、当該都道府県 般 当該写し の事情に

警察を置くYが所持し、これらについて本件申立てがされて 又はこれを濫用するものであると認められるときは、 前記①イの諸般の事情に照らし、 るものとされている本件各文書の提出を拒否したY 保管しているとしても、 いるのであるから、 ころ、本件各文書は、 成された書類であり、 の写しである本件各文書は、 (2) その提出を命ずることができる 上記の見地に立って本件をみると、 本件各原本を大阪地方検察庁の検察官が 本件傷害事件の捜査を担当した大阪府 公判に提出されなかったものであると 引用文書又は法律関係文書に該当す 本件傷害事件の捜査に関して作 その裁量権の範囲を逸脱 本件各原本及びそ の判断が

91

#### 評

釈

本決定に賛成する。

## 本決定の意義

ての判断を示したものである。 論がなかったいくつかの問題について、最高裁として初め あるが、これまで判例と学説のいずれにおいても十分な議 本決定は、 刑事関係文書に対する文書提出命令の事案で

きるものとした。

さらに、本件において正面から争われた問題ではない

場合にも同様に妥当する旨を明らかにした。 いて形成されてきた判断枠組みが、 議論を行ってきた。本決定は、こうして法律関係文書につ 三号後段の法律関係文書に該当する場合を前提にこれまで を求める場合、従来の判例および学説は、 類」に該当する文書に対して民訴法二二〇条に基づき提出 ける当事者が、刑訴法四七条に定める「訴訟に関する書 ることができるかどうかという問題である。民事訴訟にお 訴法二二〇条一号の引用文書として文書提出命令を発令す まず、ひとつは、刑訴法四七条所定の書類につい 同条一号の引用文書の 当該文書が同条 · て、 民

該写しを保管する者は、 を保管する者と異なる者がその写しを保管する場合に、当 もうひとつは、 刑訴法四七条所定の書類について、原本 同条ただし書に基づいて当該写し

ては、

無条件で一般提出義務の除外事由とする。これは、

れるときは、裁判所は、 の提出を拒否したことが裁量権の逸脱または濫用と認めら 固有の判断権限があることを認め、 かという問題である。本決定は、 を公開することが「相当」か否かを判断する権限を有する 当該写しの提出を命ずることがで 写しの保管者についても 当該写しの保管者がそ

判断がされた問題であり、この点についても、 ている。これは、過去の一部の下級審裁判例では異なった の文書提出命令における当該文書の「所持者」であるとし を原本とは独立の文書とみて、当該写しの保管者が民訴法 限を有するか否かを論ずる際の前提として、写しそれ自体 本決定は、写しの保管者が刑訴法四七条ただし書の判断 新たな先例

## = 刑事関係文書の引用文書としての提出命令の可否

としての意義を見出すことができる。

1

する書類や刑事事件において押収されている文書等につい 認めたものであるが、 民訴法二二〇条四号は一般義務としての文書提出義務を 刑事関係文書に関する民訴法の規律 同号ホは、 刑事事件に係る訴訟に関

判において、

国民の協力を得ることが困難になることなど

で再検討が行われた。しかし、

結局、

特段の措置や改正

④将来の捜査や公

や犯罪手口の巧妙化

%化などが生じること、④<sub>将</sub>③犯罪の手口が開示され、

務への影響等を一切問われることなく、無条件で四号の一 務への影響等を一切問われることなく、無条件で四号の一 形事関係文書も公務文書については他の公務文書とは異なる取扱いをすることを 意味する。すなわち、一般の公務文書は、公務文書である だけで直ちに一般提出義務から除外されるわけではなく、 四号ロの規律の下に、そこに記載された内容が実質秘であ ることや、その提出によって公共の利害または公務の遂行 に影響が生じること等の要件が満たされた場合にのみ、は じめて提出義務から除外される。これに対し、四号ホは、 およそ刑事関係文書でありさえすれば、その記載内容や公 およそ刑事関係文書でありさえすれば、その記載内容や公 およそ刑事関係文書でありさえずれば、その記載内容や公

とされる。

しかし、こうした立法理由に対しては、二〇〇一年の

立

告人や被疑者などの名誉やプライバシー等に対して重大な関係証拠の隠滅や犯人の逃亡等の危険が生じること、②被弊害と法令間の整合性の二つの観点からの説明がなされて、(1)。まず、前者については、①刑事関係文書が開示され弊害と法令間の整合性の二つの観点からの説明がなされて弊害と法令間の整合性の二つの観点からの説明がなされて料・のでは、立案担当者により、これを開示することによるのいては、立案担当者により、これを開示することによるのいては、立案担当者に対して重大な

般提出義務から除外される。

の法令による開示と整合しない結果を生ずるおそれがあるり、それぞれの文書の性質に応じて、開示による弊害と等で、それぞれの文書の性質に応じて、開示による弊害と関示により得られる公益との調整を考慮した上で、閲覧や交付に関して特別の手続が設けられているところ、民事裁が挙げられている。また、後者については、刑事関係文書が挙げられている。また、後者については、刑事関係文書

要であることなどが挙げられる。このような批判も踏まえ、要であることなどが挙げられる。このような批判も踏まえ、別事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要刑事関係文書と比べて、内容における重要性や秘匿の必要

二〇〇一年の改正法の施行後三年を目途に再検討を加える

ものとされ、これを受けて二○○四年に法制審議会の部会

段として、実務は、

同条三号後段を使うようになった。す

なされなかっ

2 例法理

の誕生

提出義務から除外されているが、これに対抗するための手 このように、 刑事関係文書は民訴法二二〇条四号の一般

を排除することを企図した四号ホは、 うなことから、刑事関係文書の民事訴訟における提出義務 号後段に基づく文書提出命令の申立てを容認した。このよ 途が選ばれるようになった。そして、 の法律関係文書として文書提出命令を申し立てるという方 るとする判例の立場を踏まえて、 なわち、 同条一号ないし三号が四条とは独立した規定であ 刑事関係文書を三号後段 判例も、こうした三 実務上は、一種の空

洞化が進行している状況にある。

事件における共犯者らの供述調書で公判に提出されなかっ 立てられた事案である。同決定は、 民訴法二二〇条三号後段等に基づいて文書提出命令が申し たものについて、これを保管する検察官を相手方として 決定」という)である。これは、 月二五日民集五八卷五号一一三五頁(以下、「平成一六年 リーディングケースとなった判例は、最決平成一六年五 保険金詐欺等に係る被疑 提出を求められた文書

> て、 は、 のであると述べた上で、その裁量権は無制限ではないとし し、その文書の保管者の合理的な裁量が尊重されるべきも が刑訴法四七条の「訴訟に関する書類」に該当する場合に が三号後段の法律関係文書に該当するとしても、 裁量権の逸脱または濫用と認められる場合には、 その開示の可否の判断については、 同条の趣旨に照ら 当該文書

ある。 「同条(刑訴法四七条―評者注) 本文が 『訴訟に関する

所は、文書提出命令を発令することができるものとした。

平成一六年決定の具体的な決定要旨は、以下のとおりで

書類』 認めることができるか否かの判断は、 規定による『訴訟に関する書類』を公にすることを相当と な開示を認めていることにかんがみると、同条ただし書の 他の事由があって、相当と認められる場合における例外 するものであること、 たりするなどの弊害が発生するのを防止することを目的と ことになったり、又は捜査、 名誉、プライバシーが侵害されたり、公序良俗が害される れが公にされることにより、被告人、被疑者及び関係者の 書類』を公にすることを原則として禁止しているのは、 を公にする目的、 同条ただし書が、公益上の必要その 必要性の有無、 刑事裁判が不当な影響を受け 当該 程度、公にするこ 『訴訟に関する

文書が挙証者の立証に必要不可欠とはいえないことなどか

同事件の事案においては、

提出を求められた

(量権の逸脱や濫用があったとはいえないとした。

する書類』を保管する者の合理的な裁量にゆだねられてい 総合的に考慮してされるべきものであり、 の侵害等の上記の弊害発生のおそれの有無等諸般の事情を とによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシー 当該『訴訟に関

るものと解すべきである。

管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書 当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保 命ずることができるものと解するのが相当である。」 であると認められるときは、 に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、 ことによる上記の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情 を取り調べる必要性の有無、 文書の保管者の上記裁量的判断は尊重されるべきであるが 類』に該当する文書の提出を求める場合においても、当該 の規定に基づき、 そして、民事訴訟の当事者が、民訴法二二〇条三号後段 刑訴法四七条所定の『訴訟に関する書 程度、 裁判所は、 当該文書が開示される 又は濫用するもの 当該文書の提出を

書

3 判例法理の 展開

号後段の該当性に関する具体的な判断がなされた。 ており、 定では判断されなかった刑事関係文書の民訴法二二〇条三 して、後述の二つの最高裁判例においては、平成一六年決 枠組みは、その後の最高裁や下級審の裁判例でも踏襲され 平成一六年決定による前述の刑訴法四七条を用いた判 現在では、 11 わゆる判例法理を形成している。

最決平成一七年七月二二日民集五九巻六号一八三七頁は

ある。 各捜索差押許可状(各許可状)および各捜索差押令状請求 警察官が申立人の住居等において行った捜索差押えに係る については、これによって申立人らの憲法三五条一項 律関係文書に該当する旨を主張した。同決定は、各許可 条一号の引用文書に該当する旨を、 ついては民訴法二二〇条三号後段の法律関係文書および 償請求訴訟において文書提出命令が申し立てられた事件で 持する地方公共団体に対して、 (各請求書) について、警察官が所属し当該各文書を所 申立人は、文書提出義務の原因として、各許可状に 申立人を原告とする国家賠 各請求書については法 Ó

利を制約して文書の保管者である警視庁に所属の警察官に

平成一六年決定の判断枠組みを踏襲して、文書の保管者が

た。

由を制約して、これを受任させるという、

国と被疑者との

するとした。次いで、刑訴法四七条との関係については ることとされている文書であるから、法律関係文書に該当 るために刑訴法二一八条三項等によって法律上作成を要す した。また、各請求書については、 を生じさせる文書であるから、 法律関係文書に該当すると 各許可状の発付を求め

悪影響等の具体的なおそれがあるとして、 請求書については、プライバシーの侵害や捜査・公判への ライバシーの侵害や捜査・公判への悪影響等は考えられな ものであるときは文書の提出を命ずることができるものと 提出を拒否したことが裁量権の範囲を逸脱または濫用した 次のように判断した。まず、各許可状については、 裁量権の逸脱または濫用を肯定した。他方、 裁量権の逸脱ま 各 プ

> ŋ は、

関係という問題は、 たことから、 べての対象文書について法律関係文書の該当性が認められ の原因として引用文書の該当性も主張された。しかし、 本決定にまで持ち越されることになった 平成一六年決定の判断枠組みと引用文書との この判例では取り上げられることはな す

たは濫用を否定した。なお、

この事件では、文書提出義務

〇〇頁は、 次に、最決平成一九年一二月一二日民集六一巻九号三四 刑事事件の勾留請求の資料として勾留担当裁判

する損害賠償請求訴訟を提起しており、

その審理に必要な

一二○条三号後段の法律関係文書に該当する旨が主張され られた事件である。文書提出義務の原因としては、 する国に対して、被疑者によって文書提出命令が申 員に対する供述調書等について、これら本件各文書を所持 官に提出された被害者作成の告訴状および同人の 同決定は、 勾留状は、これによって被疑者の身体の 司法警察 民訴法

れも法律関係文書に該当し、そうすると、本件各文書につ 間の法律関係を生じさせる文書であり、また、 勾留状の発付を求めるために、 作成を要することとされている文書であるから、 刑訴規則一 四七条によ 勾留請求書

のであるから、本件各文書も、また、 条一項三号所定の資料として検察官が裁判官に提供したも いても、これらは本件勾留請求に当たって刑訴規則 国と被疑者との 二四 間

者は、 ことができるものとし、 逸脱または濫用したものであるときは文書の提出を命ずる の関係については、平成一六年決定の判断枠組みを踏襲し 法律関係文書に該当するとした。次いで、刑訴法四七条と 文書の保管者が提出を拒否したことが裁量権 被疑事実が不法行為を構成するとして、 次のように判断した。 被疑者に対 本件の被害 0 範囲

て、

前述の また、国は、本件の本案訴訟において、被害者の供述内容 た国の判断には、 同決定は、このように述べて、本件各文書の提出を拒否し や公判に不当な影響が及ぶおそれがあるとは認められない。 であるから、 の侵害の弊害が生ずるおそれがあるものとは認められない。 が開示されることによって、被害者の名誉やプライバシー の陳述書を既に書証として提出しているので、本件各文書 本件被疑事件については不起訴処分がされており、 陳述書の内容は前述の供述調書の記載に従ったもの 被害の態様が詳細かつ具体的に記載された検察官 本件各文書が開示されることによって、捜査 裁量権の逸脱または濫用が認められると

-成一六年決定の法理と引用文書

書である。そこで、 三号後段の法律関係文書であった。これに対し、本決定の 判例では、文書提出義務の原因は、すべて民訴法二二〇条 用いている。しかし、同決定やこれを受けたこれまでの裁 本決定もまた、こうした平成一六年決定の判断枠組みを 文書提出義務の原因は同条一号の定める引用文 平成一六年決定の判断枠組みをそのま

V

かとの疑問が生じる

では、 しておく必要がある。 まの形で引用文書に用いることが妥当といえるの 対象文書の要秘匿性に関して差異があると思われる なぜなら、 法律関係文書と引用文書 かを検討

からである。

民訴法二二〇条一号は、当事者が訴訟において引用した

範囲でプライバシーが明らかにされることを容認しており、

刑訴法四七条によるスクリーニングは、もはや不要ではな 5 よって相手方に対する開示が既になされているのであるか 提出が求められた文書が引用文書の場合は、その引用に 反するからであるとされる。こうした立法趣旨に照らすと、 文書を閲読したいという相手方の要請を断るのは、公平に 密保持の利益を放棄したものとみなすべきであるし、その 刑事訴訟に関する書類について非開示の原則を定めた

は内容を積極的に引用した以上、相手方との関係では、 主張を基礎づけるために、自己が所持する文書の存在また を定める。本規定の立法趣旨であるが、当事者が、 文書を自ら所持するときは、その文書の提出義務を負う旨

自己

文書の場合と「同様に解すべき」であるとする。この短 てが当然に放棄されたものとはいえないから」、 文書自体が公開されないことによって保護される利益 この点につき、本決定は、 「引用されたことに 法律関係 より当 の 該

ライバシー等の利益、すなわち、当該文書を引用する者以

といった公益であり、これらの利益は、当該文書を引用す

外の第三者の利益や、

適正な捜査および刑事裁判の実現等

号が定める「引用した」の意義については、①文書そのも

護される利益は、被告人、被疑者および関係者の名誉、プ条の「訴訟に関する書類」が公開されないことによって保二つの趣旨を含むとする。まず、第一として、刑訴法四七説示の含意につき、判例タイムズの匿名コメントは、次の

書に記載された内容の全てが公開されているわけではない。 ないとの結論が導かれ、さらには同条ただし書の適用が導 文により、 てが当然に放棄されたものとはいえないことから、同条本 文書自体が公開されないことによって保護される利益の全 類」に該当する文書が引用文書に該当するとしても、 そして、これらにより、刑訴法四七条の「訴訟に関する書 に該当する引用行為が認められるとしても、 用してさえいれば足りると解するのが多数説であり、 る者が放棄できない。次に、第二として、民訴法二二〇条 号の「引用」の意義については、文書の存在と内容を引 その公開が原則的に禁止されることに変わりは 通常、 当該文 当該 同号

れることにより、訴訟関係人の名誉その他の利益を不当に刑訴法四七条の趣旨は、「訴訟に関する書類」が公開さ

者の私益や公益が含まれている。また、民訴法二二〇条一文書を引用する者が公開に関する処分権を有していない他て、同条によって保護される利益の中には、たしかに当該るところ、これらを防止することを目的とする。したがっ害するおそれや裁判に対して不当な影響が及ぶおそれがあ

が判然としない場合は、立証のためと解してよいとする見内容を引用しているだけで足りるとする見解、③基本的に内容を引用しているだけで足りるとする見解、③基本的にのを証拠として引用することを指すとする見解、②文書そ

開示がなされているとはいえない。そうだとすると、民訴該文書に記載された内容の全てについて、相手方に対する文書そのものを証拠として引用したのでない場合には、当解などが唱えられているが、通説は②である。したがって、

定の判断枠組みを用いることができると解することに、特後段の法律関係文書について展開されてきた平成一六年決法二二〇条一号の引用文書についても、これまで同条三号

の問題はないように思われる。

段

引用者が公開に関する処分権を有していない利益が含まれただし、以下の三点に留意する必要があろう。第一は、

条・一九七条等の類推適用を否定する見解があるが、こう(9) 密の利益を放棄したものとして、引用文書に民訴法一九六 の全部を証拠として出す場合もあれば、 か リーニングをかける必要はないとも思えるからである。 一六年決定の判断枠組みを適用して刑訴法四七条のスク 文書そのものを証拠として引用した場合については、平成 よって分けるべきではないかとの疑問である。たとえば、 題はないものと思われる。第二は、 考えるべきであるので、引用文書に当たるとすることで問 考えは不当であり、また、第三者の秘密は放棄できないと たというだけで拒絶事由やプライバシーが消失するという 場をとる必要があるように思われる。しかし、単に引用し 益や公益が記載される文書は、 した見解に立つ場合には、 いとする理解もありえよう。とくに、引用行為によって秘 に関する処分権がない以上は、 法二二○条一号によって提出義務が課されるところ、提出 いう疑問である。考え方としては、引用文書であれば民訴 六年決定の判断枠組みの適用の可否は、 文書そのものの 証拠としての引用といっても、文書 刑事関係文書のような他者の私 引用文書ではないという立 もはや引用文書とはいえな 引用文書に対する平成 引用の態様に

ている文書は、そもそも「引用文書」といってよいのかと

されるべきであろう。 されただけで、証拠として提出されなかったときには、 内容の隠蔽等が可能になるからである。こうした当事者の 当事者から当該文書の提出を求められても、 引用者は、文書を自らの有利に引用できる一方で、 いものとして信用すべきではないとの考え方が、広く共有 基づいてなされた当事者の主張は、 ある裁判官の心得としては、文書の存在や内容がただ引用 行動そのものを妨げることはできない。しかし、判断者で 囲内で拒むことができるので、 係で公平を欠くのではないかという疑問である。なぜなら、 三は、本決定の立場による場合には、相手方当事者との 断枠組みを適用することには、 あるので、引用の態様を問わず一律に平成一六年決定の 書に含まれる他者の私益や公益の内容・程度もさまざまで する場合や一部を墨塗りにする場合もあり、 虚偽の引用や自らに不利な 相応の合理性があろう。 反対に、むしろ疑わし また、 裁量権限の範 相手方 当該文 そ

部のみを証拠と

## 三 写しの保管者の判断権限

1

本件原決定と本決定

本件は、刑事事件の捜査および逮捕に関する文書の原本本件は、刑事事件の捜査および逮捕に関する文書の原本体に、文書提出命令が申し立てられた事案である。そこで、文書提出命令が申し立てられた事案である。そこで、本件では、原本の保管者が別に存在するにもかかわらず、本件では、原本の保管者が別に存在するにもかかわらず、本件では、原本の保管者が別に存在するにもかかわらず、本件では、刑事事件の捜査および逮捕に関する文書の原本本件は、刑事事件の捜査および逮捕に関する文書の原本本件は、刑事事件の捜査および逮捕に関する文書の原本本の保管者が、刑訴法に関する文書の原本本件は、刑事事件の捜査および逮捕に関する文書の原本本件は、刑事事件の捜査が関係の関係を指している。

知下した。 本件各文書の各原本は、大阪地方検察庁の検察官が保 管している。そして、刑訴法四七条ただし書の規定によっ で、当該各原本を公にすることが相当か否かを決定する権 限は、当該検察官が有していることからすれば、Yは、当 該各原本の写しである本件各文書を公にすることを相当と 認めることができるか否かを決定する権限を有しない。本 件原決定は、このように述べて、文書提出命令の申立てを 中原決定は、このように述べて、文書提出命令の申立てを が原決定は、このように述べて、文書提出命令の申立てを は、当該格察官が保

この点につき、まず、本件原決定は、

次のとおり判断

可否を合理的な裁量によって判断をすることができる

これに対し、本決定は、次のとおり判断して、本件原決

示された諸般の事情を総合的に考慮し、その写しの公開の所が持する場合には、当該都道府県は、当該警察において、原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合に、原原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合に、原原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合に、原原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合に、原原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合に、原原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合に、原原本を保管する者と異なる者が写しを保管する場合には、明訴法がといる場合には、明訴法の公判に提出されなかった刑事事定を破棄した。刑事訴訟の公判に提出されなかった刑事事定を破棄した。刑事訴訟の公判に提出されなかった刑事事

このように、本件原決定と本決定では、提出を求められた文書について、原本の保管者とその写しの保管者が別の主体であり、いずれもが刑訴法四七条の「訴訟に関する書主体であり、いずれもが刑訴法四七条の「訴訟に関する書

## 刑訴法四七条と写しの保管者

2

刑訴法四七条本文は、訴訟に関する書類は、公判廷で開

り、

反対に、原本を被疑者、被告人または弁護人が保管しておに判断できる場合が少なくないであろう。他方、これとは

写しを検察官または裁判所書記官が保管している場合

管見の及ぶ限り、これまで特段の議論がされたことはない原本の保管者と写しの保管者が別れている場合については、の保管者であることに異論はない。ただし、本件のように、の保管者であることに異論はない。ただし、本件のように、おりではないが、裁判所における場合を除いて、当該書類わけではないが、裁判所における場合を除いて、当該書類の保管の及ぶ限り、これまで特段の議論がされたことはない原本の保管者である。

また、具体的に考えてみても、たとえば、原本を検察官有するとする見解がとられるべきであろう。しについては写しの保管者が、それぞれ固有の判断権限を般的な解釈に従って、原本については原本の保管者が、写に限るとする趣旨の規定も見当たらない。そうすると、一

情は、原本の保管者よりも写しの保管者の方が、より適切被告人またはその関係者の名誉やプライバシーに関する事人または弁護人が保管している場合を考えると、被疑者、または裁判所書記官が保管しており、写しを被疑者、被告

この点に関する本決定の立場は、基本的に支持されるべきなり原本の保管者のみに限ることは妥当ではない。したがって、ると、実質的にも、公開に関する判断権限を有する者を原ると、実質的にも、公開に関する判断権限を有する者を原ると、実質的にも、公開に関する判断権限を有する者を原本の保管者のみに限ることは妥当ではない。

# 写しの保管者と文書の所持者

四

である。

ようである。

しかし、本決定の言うように、原本の保管者

なぜなら、刑訴法四七条ただし書の判断権者と民訴法二二「所持者」に関する議論にも影響を与えるものと思われる。者についての本決定の考え方は、民訴法二二○条の文書の

はないが、前述の刑訴法四七条ただし書の相当性の判断

権

本決定において正面から積極的に論じられているわけ

裁判例に現れたのは、

次のような事案である。

本案事件

しかし、この平成一一年高松高決は、

本決定とは

ない。本決定は、

刑事関係文書の原本を検察官が保管し、

書の原本と写しの保管者が異なる場合において、いずれ で刑訴法四七条の法意を参考にした議論が行われてきたか 文書提出義務を負う「所持者」であるかについて、これま ○条の所持者は言うまでもなく別個の法概念であるが、 文

らである。 が た 持しているとしても、文書の所持者ではないというべきで

あり、 法四七条の法意に反する。 ま書証として提出され公にされることになりかねず、 「訴訟に関する書類」の写しが検察官の与り知らない そのように解さないと、 原本と同一内容が記載され

刑

る高松高裁は、 ると主張して、抗告を申し立てた。この事件の抗告審であ 原本は検察庁に送付済みであるので、 部認容の決定を得た。これに対し、徳島県は、当該文書 島県をその所持者として文書提出命令の申立てを行い、 た同人に関する捜査関係書類の写しにつき、被告である徳 の原告である申立人は、 徳島県警察所属の警察官が作成 L

大要、次のように述べて、原決定を取り消 検察庁が所持者であ 0

て決定権限を持つ者と解すべきである。 について処分権を有し、その閲覧に応ずべきか否かについ 定の文書提出義務を負う文書の「所持者」とは、当該文書 文書提出命令の申立てを却下した。民訴法二二〇条所 刑訴法四七条所定

> 道府県が保管する事案において、 その写しを同事件の捜査を担当した都道府県警察を置く都 写しの保管者が刑訴法 四

七条ただし書の判断権限を有するか否かを論ずるに際し、

その写しの保管者が民訴法二二〇条に定めるところの文書 の「所持者」であることを、当然の前提としているからで

考え方に照らすと、平成一一年高松高決は、 ある。そして、前述した刑訴法四七条ただし書についての(エン のみに公開の判断権限を認めている点で、本決定が述べ 原本の保管者 た

書の所持者であるものとして捉える必要がある 決定は、写しの保管者に固有の判断権限を認めており、 ためには、写しの保管者が、 原本とは別に写しという文

刑訴法四七条ただし書の法意に叶うものとは言えない。

本

0)

ところで、 評者は、 以前に平成一一年高松高決の結論を

支持する見解を述べたことがある。(18) しかし、以下のように

明らかである。

したがって、

都道府県警察がその写しを所

その法意に照らして

るものは検察官であり、

同条ただし書の例外にあたるか否

「訴訟に関する書類」については、これを所持・保管す

の判断権限も検察官にあることは、

道府県は写しを保管しているのであるから、写しの所持者

ためには、以下の要件を満たす必要がある。第一に、裁判ある。民訴法二二〇条における文書の「所持者」といえる に検察庁に送付済みであり、都道府県はその写しを保管し 事案に適用してみると、本件では、捜査書類の原本はすで ばならない。そして、この要件を、平成一一年高松高決の ければならない。第四に、文書提出命令に従わなかったと は妥当ではない。また、原本と写しを別の文書とみて、都 完全になくなったわけではないかも知れないが、そうであ 原本の送付によって、都道府県の当該文書に対する権限が を有するのは検察官である ていたにすぎず、本件文書の処分に関する第一次的な権限 きには、一定の不利益や制裁を受けるに値する者でなけれ 生ずる不都合や不利益につき、その責任を負いうる者でな なければならない。第三に、文書を提出することによって 第二に、裁判所の提出命令に従うことを拒否しようと思え 自らの意思で提出できる立場にある者でなければならない。 所の提出命令に従って文書を裁判所に提出しようと思えば、 見解を改める。 自らの意思で提出を拒むことができる立場にある者で 都道府県と検察官の双方を所持者とみること 評者が以前に述べた見解は、 (刑訴法四七条)。もちろん 次のとおりで

「所持者」ということはできない。

ずる不都合や不利益の責任を負いうる立場になければなら 妥当ではない。なぜなら、このようなことを認めると、 しの保管者である都道府県は、 ない、とする第三の要件を満たさないことになるので、 のうち、文書の所持者は、 ある。すなわち、文書の「所持者」についての四つの要件 を有する検察官の当該権限が侵害されることになるからで 性があり、本件文書の提出または不提出に第一次的な権 質的に本件書類が検察官の知らないままに提出される可 として文書提出命令を認めることができると考えることも 文書を提出することによって生 提出を求められた文書の 実

場合には、刑訴法四七条のただし書の解釈において、 については原本の保管者が、写しについては写しの保管者 高松高決の事案への当てはめについては、次のように改 現在でも変わっていない。しかし、この要件の平成一一年 か否かを判断するための四つの要件についての考え方は、 こうしたかつての私見のうち、 前記三で論じたように、 文書の原本と写しが存在する 文書の 「所持者」である 原本

る。

要件の第三についても、写しの保管者は、その写しについ

る。 が、

そうすると、 それぞれ固

有の判断権限を有するものと解すべきであ 民訴法二二〇条の文書の所持者に関する

きである。

しの保管者が相手方としての文書の所持者であると解すべ写しについて文書提出命令が申し立てられる場合には、写責任を負いうる立場にあるものと解される。したがって、文書を提出することによって生ずる不都合や不利益の

(2) 高田裕成ほか『注釈民事訴訟法第四巻』(有斐閣・二要(下)」ジュリーニー○号(二○○一年)一七三頁参照。(1) 深山卓也ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概

9

兼子一ほか『条解民事訴訟法』

(弘文堂・一九八六年

であるとする。

- ンタール民事訴訟法Ⅳ[第二版]』(日本評論社・二○一○一七年)五四六頁〔三木浩一〕、秋山幹男ほか『コンメ

か・前掲注(2)四九九頁 [三木]

九年)

四五〇頁等参照

- 九九頁〔三木〕、秋山ほか・前掲注(2)三九九頁等参照。 ズ社・一九九一年)三八八頁、高田ほか・前掲注(2)四藤勇=山口和男編『民事判例実務研究七巻』(判例タイム藤子山口和男編『民事判例実務研究七巻』(判例タイム
- (5) 判例タイムズ一四六○号 (二○一九年) 四七頁。
- (7) 高田ほか・前掲注(2)五〇二頁〔三木〕、秋山ほか・(6) 最判昭和二八年七月一八日刑集七巻七号一五四七頁。

掲注(2)四○○頁参照

:掲注(2)三九九頁等がある。これに対し、

引用された

- (8) 当事者が文書の存在および内容を引用しながら、当該(8) 当事者が文書の存在および内容を引用しながら、当該文書は引用文書にはあたらないとする裁判例として、大阪高決平成二二年一月二〇日いとする裁判例として、大阪高決平成二二年一月二〇日いとする裁判例として、大阪高決平成二二年一月二〇日による。
- 商事法務』(商事法務・二○○六年)二九三頁、高田ほ(第八版)』(弘文堂・二○一五年)五一頁等参照。 (青林書院・二○○三年)九八頁〔萩本修〕、高橋宏志(青林書院・二○○三年)九八頁〔萩本修〕、高橋宏志(青林書院・二○○三年)九八頁〔萩本修〕、高橋宏志(青林書院・二○○三年)五一一頁等参照。
- (1) 民訴法二〇条一号の立法趣旨について、文書を引用してなされた主張は、それが真実であるとの心証を一方の批判に晒す必要があることを挙げる見解として、兼方の批判に晒す必要があることを挙げる見解として、兼子一原著『条解民事訴訟法〔第二版〕』(弘文堂・二〇一子一原著『条解民事訴訟法〔第二版〕』(弘文堂・二〇一十年)一一九〇頁〔加藤新太郎〕、伊藤眞『民事訴訟法 (第六版〕』(有斐閣・二〇一八年)四三五頁、秋山ほか・

して扱っている。

注(10)に挙げた学説がある。 立法趣旨に挙げるべきではないとする見解として、前掲だけの文書はそもそも信用すべきではないので、これを

- 五頁〔香城敏麿=井上弘通〕等参照。 ・二○○九年)一○五頁、河上和雄ほか編『注釈刑事 ・二○○九年)一○五頁、河上和雄ほか編『注釈刑事 ・二○○九年)一○五頁、河上和雄ほか編『注釈刑事
- (13) 松本ほか編・前掲注(12)一〇五頁参照。
- 2) 正古では、『正子』は近次に(立)な正元では、河上ほか編・前掲注(2)五五六頁〔香城=井上〕参照。断は裁判官が行う。松本ほか編・前掲注(2)一〇八頁、の保管は裁判所書記官が行うが、公にするかどうかの判4) 裁判所においては、事件に関する記録やその他の書類4)
- [5] 平場安治ほか『注解刑事訴訟法(上)〔全訂新版〕』 (青林書院・一九八七年) 一五六頁〔中武靖夫〕、松本ほ五六頁〔香城=井上〕参照。裁判例として、福岡高宮崎五六頁〔香城=井上〕参照。裁判例として、福岡高宮崎五六頁〔香城=井上〕参照。裁判例として、福岡高宮崎
- 者」については、写しの保管者である大阪府を所持者と(17) 本件原決定も、民訴法二二〇条所定の文書の「所持(16) 高松高決平成一一年八月一八日判時一七〇六号五四頁。
- (18) 三木浩一「文書提出命令における文書の『所持者』に

閣・二○一三年)五○六頁。ついて」同『民事訴訟における手続運営の理論』(有斐

- 三木・前掲注(18)四九八頁。
- 三木・前掲注(18)五○六頁。

20 19 閣

二 木 浩 一